

伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉健康センター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを削り、第1条の2を第2条とする。

第5条第1項中「第13条」を「第11条」に改め、「受けようとする者」の次に「(以下「申請者」という。)」を加え、「福祉健康センター利用許可申請書（様式第3号）」を「伊勢市福祉健康センター利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」に改め、同条第2項中「前項の規定による許可申請書」を「申請書」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「前条第1項の規定により利用許可申請を受理した場合」を「申請書の提出があったとき」に、「又は内容を検討し」を「及び内容を審査し」に、「福祉健康センター利用許可書（様式第4号）」を「伊勢市福祉健康センター利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）」に改め、同条第2項中「各室」を「条例別表第2に掲げる各室（以下「各室」という。）」に、「利用者」を「利用許可者」に改め、同条を第4条とする。

第7条を削る。

第8条中「利用者」を「利用許可者（条例第10条に規定する一般利用者に限る。）」に、「第5条」を「第3条」に改め、同条を第5条とする。

第9条を第6条とする。

第10条を次のように改める。

（利用の取消し又は変更）

第10条 利用許可者は、利用許可を受けた事項を変更し、又は利用許可の取消しの承認を受けようとする場合は、伊勢市福祉健康センター利用変更許可申請書（様式第3号）又は伊勢市福祉健康センター利用取消

承認申請書（様式第4号）に利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用日の5日前までに提出しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、正当な理由があると認めたときは、伊勢市福祉健康センター利用変更許可書（様式第5号）又は伊勢市福祉健康センター利用許可取消通知書（様式第6号）を当該申請書を提出した者に交付する。

第10条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用期間の制限）

第8条 各室の利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第9条 条例第15条の規定により利用料金を免除することができる場合は、市が市の事業に利用する場合とする。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、伊勢市福祉健康センター利用料金減免申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

第11条各号列記以外の部分中「第17条ただし書」を「第16条ただし書」に、「返還を」を「還付を」に、「返還額」を「還付額」に改め、同条第1号中「利用者」を「利用許可者」に改め、同条第2号中「利用者」を「利用許可者」に、「3日前」を「5日前」に改め、同条第3号中「利用者」を「利用許可者」に、「過納利用料金」を「過納金」に改め、同条を第10条とする。

第12条中「利用者又は条例第8条及び第11条の規定により施設を利用しようとする者（以下「利用対象者」という。）」を「伊勢市福祉健康センター（以下「センター」という。）を利用する者」に改め、同条を第11条

とする。

第13条を削る。

第14条中「利用者又は利用対象者」を「センターを利用する者」に、「伊勢市福祉健康センター（以下「センター」という。）」を「センター」に、「福祉健康センター設備等損傷・滅失届（様式第6号）」を「伊勢市福祉健康センター設備等損傷・滅失届（様式第8号）」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「利用者又は利用対象者」を「センターを利用する者」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「利用者等」を「センターを利用する者」に改め、同条第3項中「及び伊勢市福祉健康センター処務規則（平成17年伊勢市規則第55号）第5条に規定する伊勢市福祉健康センター運営委員会」を削り、同条第4項中「次の各号に掲げる施設」を「伊勢市中央児童センター」に、「それぞれ当該各号に掲げる規則」を「伊勢市児童館条例施行規則（平成18年伊勢市規則第37号）」に改め、同項各号を削り、同条を第14条とする。

第17条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第15条とする。

別表第1中「第9条関係」を「第6条関係」に、「附属設備器具利用料」を「附属設備・器具利用料」に改め、同表CDカラオケ装置の項中「2台」を「1台」に改め、同表ビデオカセットレコーダー装置の項、舞台照明の項、囲碁の項及び将棋の項を削る。

別表第2中「第9条関係」を「第6条関係」に改める。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

伊勢市福祉健康センター利用許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者住所	
団体名	
代表者名	
利用責任者名	
連絡先電話番号	

次のとおり伊勢市福祉健康センターの利用許可を申請します。なお、利用に当たっては、利用条件を守ります。

利用日時	午前 年 月 日 () 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後					
利用目的						
利用する室等を○で囲む。	1階	社会適応 訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備等			
利用予定人員	名		※利用料金 (室料)	円		
※許可年月日及び番号			年 月 日 NO.			
※納付年月日及び番号			年 月 日 NO.			

注 ※印の欄は、記入しないでください。

（表 面）

伊勢市福祉健康センター利用許可書

年 月 日

様

指定管理者



次のとおり伊勢市福祉健康センターの利用を許可します。

利用日時	午前 年 月 日 () 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後					
利用目的						
利用する室等を○で囲む。	1階	社会適応 訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備等			
利用予定人員	名	利用料金 (室料)	円			
許可年月日及び番号	年 月 日 NO.					
納付年月日及び番号	年 月 日 NO.					
備考						

許可条件

- 1 伊勢市福祉健康センター条例及び同条例施行規則を遵守すること。
- 2 上記利用時間には、準備又は原状回復に要する時間を含むものとする。

(裏 面)

利 用 上 の 注 意

- 1 利用中は、係員の指示を守ってください。
- 2 指定の場所以外で喫煙したり、火気を使用しないでください。
- 3 騒音を発する等他人に迷惑をかけないでください。
- 4 利用後は、整理整頓し、清掃してください。また、利用人数を係員に報告してください。
- 5 万一、施設の設備等を損傷し、又は滅失したときは、速やかに届け出てください。

伊勢市福祉健康センター利用変更許可申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者住所	
団体名	
代表者名	
利用責任者名	
連絡先電話番号	

次のとおり伊勢市福祉健康センターの利用許可の変更を申請します。

利用許可番号	第 号					
利用許可日時	午前 年 月 日 () 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後					
利用許可を受けた施設	1階	社会適応訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2階	集会室(1)	集会室(2)	娯楽室	趣味創作室	
	3階	会議室(1)	会議室(2)	会議室(3)	会議室(4)	会議室(5)
		冷暖房	附属設備等			
変更理由						
変更事項						
※利用料金の還付	変更後利用料金 円	既納利用料金 円	差引 円	還付又は不足金額 円		

注

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 利用許可書を添付してください。

伊勢市福祉健康センター利用取消承認申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者住所	
団体名	
代表者名	
利用責任者名	
連絡先電話番号	

次のとおり伊勢市福祉健康センターの利用許可の取消しを申請します。

利用許可番号	第 号					
利用許可日時	午前 午前 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 午後 午後					
利用許可を受けた施設	1階	社会適応 訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備等			
利用取消理由						
※ 利用料金の 還付	既納利用料金		還付率	還付金額		
	円		/100	円		

注

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 利用許可書を添付してください。

様式第5号（第7条関係）

伊勢市福祉健康センター利用変更許可書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました伊勢市福祉健康センターの利用許可の変更について、次のとおり許可します。

利用許可番号	第 号					
利用許可日時	午前 午前 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 午後 午後					
利用許可を受けた施設	1階	社会適応 訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備等			
変更理由						
変更事項						
※ 利用料金の 還付	変更後利用料金 円	既納利用料金 円	差引 円	還付又は不足金額 円		

様式第6号（第7条関係）

伊勢市福祉健康センター利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のありました伊勢市福祉健康センターの利用許可の取消しについて、次のとおり承認します。

利用許可番号	第 号					
利用許可日時	午前 年 月 日 () 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後					
利用許可を受けた施設	1階	社会適応 訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創作室	
	3階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
		冷暖房	附属設備等			
利用取消理由						
※ 利用料金の 還付	既納利用料金		還付率		還付金額	
	円		/100		円	

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

伊勢市福祉健康センター利用料金減免申請書

年 月 日

（宛先）指定管理者

申請者住所	
団体名	
代表者名	
利用責任者名	
連絡先電話番号	

伊勢市福祉健康センターの利用料金の減免について、次のとおり申請します。

利用日時	<p style="text-align: center;">午前 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 午後 午後</p>					
利用目的						
利用する 室等を○ で囲む。	1 階	社会適応 訓練室	日常生活訓練室	調理実習室		
	2 階	集会室 (1)	集会室 (2)	娯楽室	趣味創作室	
	3 階	会議室 (1)	会議室 (2)	会議室 (3)	会議室 (4)	会議室 (5)
減免理由						

様式第8号（第12条関係）

伊勢市福祉健康センター設備等損傷・滅失届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者住所	
団体名	
代表者名	
利用責任者名	
連絡先電話番号	

次のとおり、伊勢市福祉健康センターの建物（設備・附属器具）を損傷（滅失）しましたので届け出ます。

利用許可 年月日及び番号	年 月 日 第 号
利用目的	
損傷（滅失）の日時	年 月 日 時 分頃
損傷（滅失）した 設備等の箇所及び 程 度	
損傷（滅失）の 原因及び状況	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の伊勢市福祉健康センター条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の伊勢市福祉健康センター条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市障がい者就労支援施設条例施行規則（平成23年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第3条から第12条までを削り、第2条を第3条とし、第1条の2を第2条とし、第13条を第4条とする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部を
改正する規則

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成18年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削る。

第2条から第16条までを削り、第1条の2を第2条とする。

第17条の見出しを「(補則)」に改め、同条中「センター」を「伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター」に改め、「事項は、」の次に「市長が」を加え、同条を第3条とする。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成 28 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 18 号

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則（平成 27 年伊勢市規則第
20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「保育所に入所していない生後 3 箇月」を「保育所、認定こども園（保育の利用に限る。）又は地域型保育事業として認可を受けた施設に入所又は入園をしていない生後 3 か月」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号中「月の前月の末日の 5 日前」を「日の 5 日前」に改める。

様式第 1 号中「ふりがな」を「フリガナ」に、「毎 ・ 第_____□日曜」を「□毎 ・ 第_____日曜」に、「(午後) _____」を「(午後) _____ (給食 有 ・ 無)」を「(午後) _____」に改める。

様式第 2 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



特別保育利用承認通知書

特別保育の利用について、次のとおり決定しましたので、通知します。

特別保育の 種 類		施設名	
児 童 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日		
保 育 期 間 及 び 保 育 時 間			
特別保育料			
備考			

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市地区連絡員設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市地区連絡員設置規則を廃止する規則

伊勢市地区連絡員設置規則（平成17年伊勢市規則第94号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 20 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部
を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改
正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成
18 年伊勢市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「7 級」を「7 级以上」に改める。

第 4 条第 1 項第 6 号中「3 年」を「2 年」に改め、同項に次の 1 号を
加える。

(7) 職務の級 7 級にある者にあつては、2 年以上

「	「	
7 級	7 級	8 級
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
21
22
22
23

1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
21	22
22	23
22	24
23	25

23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31

別表第5中

を

23	25
24	26
24	26
25	27
25	27
26	28
26	28
27	28
27	28
28	28
28	29
29	29
29	29
29	29
29	29
30	30
30	30
30	30
30	30
31	30
31	31
31	31
31	31
31	31
31	31
31	

に改める。

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
再	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
任	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
用	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
職	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
員	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
以	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
外	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
の	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
職	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
員	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400

21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400

41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600

62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	
71	208,600	251,900	282,100	310,600	
72	209,200	252,400	282,800	311,100	
73	209,700	252,600	283,600	311,400	
74	210,300	253,000	284,300	311,900	
75	210,900	253,500	285,100	312,400	
76	211,700	254,000	285,900	312,800	
77	211,900	254,600	286,500	313,000	
78	212,600	255,000	287,000	313,300	
79	213,200	255,500	287,500	313,600	
80	213,800	256,000	287,900	313,900	
81	214,500	256,300	288,300	314,200	
82	215,100	256,600	288,700	314,500	

83	215,700	256,900	289,200	314,800
84	216,400	257,200	289,700	315,100
85	217,100	257,400	290,100	315,300
86	217,700	257,600	290,700	315,700
87	218,300	257,900	291,300	316,000
88	219,000	258,200	291,900	316,200
89	219,500	258,400	292,200	316,400
90	220,100	258,600	292,700	316,700
91	220,700	259,000	293,200	317,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300
93	221,700	259,500	294,000	317,500
94	222,200	259,900	294,500	317,800
95	222,700	260,200	295,000	318,100
96	223,200	260,500	295,500	318,300
97	223,800	260,700	295,800	318,500
98	224,300	261,000	296,200	318,800
99	224,800	261,200	296,700	319,100
100	225,300	261,500	297,200	319,300
101	225,900	261,800	297,600	319,500
102	226,400	262,000	298,000	
103	227,000	262,300	298,300	

104	227,600	262,600	298,600
105	228,000	262,800	298,900
106	228,500	263,000	299,300
107	229,000	263,300	299,700
108	229,400	263,500	300,100
109	229,600	263,800	300,400
110	230,000	264,100	300,800
111	230,500	264,400	301,200
112	231,000	264,600	301,500
113	231,400	264,800	301,700
114	231,900	265,100	302,000
115	232,400	265,300	302,300
116	232,900	265,500	302,500
117	233,200	265,800	302,700
118	233,600	266,100	303,000
119	234,000	266,400	303,300
120	234,400	266,700	303,500
121	234,800	266,800	303,700
122		267,100	304,000
123		267,400	304,300
124		267,700	304,500

	125		267,800	304,700		
	126		268,100	305,000		
	127		268,400	305,300		
	128		268,700	305,500		
	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再 任 用 職 員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

備考

- この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。

2 この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

	「		「	
		38		37
		38		38
		38		38
		38		38
		38		38
		38		38
別表第5中		39	を	38
		39		38
		39		39
		39		39
		39		39
		39		39
		39		39
		40		39
		40		39
		40		39
	」		」	に改める。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号中「職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を加える。

別表第1職務の級7級及び6級の職員の項中「職務の級」の次に「8級、」を加える。

(伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則(平成17年伊勢市規則第39号)の一部を次のように改正する。

別表イの表第4号区分の項の前に次のように加える。

第3号区分	1 平成18年7月以後適用されている伊勢市職員 給与条例の一般職給料表の適用を受けていた者で その属する職務の級が8級であったもの 2 前号に掲げる者に準ずるものとして市長の定め るもの
-------	---

別表イの表第5号区分の項から第8号区分の項までの規定中「以後の伊勢市給与条例」を「以後適用されている伊勢市職員給与条例」に改め、同表第9号区分の項中「第4号区分」を「第3号区分」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の手当に関する規則の一部改正)

第5条 伊勢市病院事業管理者の手当に関する規則(平成17年伊勢市規則第105号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第5条並びに次項から附則第5項までの規定 公布の日

(2) 第1条、第3条及び第4条の規定 平成28年4月1日

(適用)

2 第2条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間そ

の他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

3 平成27年4月1日から附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「第1号施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の技能労務職員規則の規定による号給が第2条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の技能労務職員規則」という。）の規定による号給に達しない職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の技能労務職員規則の規定にかかわらず、改正前の技能労務職員規則の規定による号給とするものとする。

4 第1号施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の場合、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（給与の内払）

5 改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員規則の規定による給与（伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（平成27年伊勢

市規則第 10 号) 附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

平成28年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

をここに公布する。

平成 28 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

平成28年改正給与条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年伊勢市条例第6号。以下「平成28年改正条例」という。）附則第5項の規定に基づき、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第2号。以下「平成27年改正給与条例」という。）附則第3項に規定する特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成28年改正条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成28年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の

給与条例の規定（平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（市長の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 期末手当
- (3) 勤勉手当

第4条 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第31条その他の条例の規定による給与の減額（市長の定めるものに限る。次条第2項において「第31条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料の特例）

第5条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第13項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正

条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料に関する規則（平成27年伊勢市規則第11号）第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

- 2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第31条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料については、適用しない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成28年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市行政不服審査会規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市行政不服審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市行政不服審査会条例（平成27年伊勢市条例第41号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、伊勢市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議等)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査

庁にその旨を通知しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第5条 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の審査会が定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、議事及び調査審議の手續その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

伊勢市行政不服審査法第 38 条第 1 項の電磁的記録に記録された事項を
表示する方法に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市行政不服審査法第38条第1項の電磁的記録に記録された事項
を表示する方法に関する規則

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の審査庁が定める
方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に
表示する方法とする。

附 則

この規則は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行
する。

伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 24 号

伊勢市まち・ひと・しごと創生会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市まち・ひと・しごと創生会議条例（平成 28 年伊勢市条例第 1 号）第 5 条の規定に基づき、伊勢市まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 創生会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、創生会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 創生会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 創生会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 創生会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 創生会議の庶務は、情報戦略局企画調整課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他創生会議の運営に関し必要な事項は、会長が創生会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市特別職報酬等審議会規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市特別職報酬等審議会条例（平成17年伊勢市条例第38号）第4条の規定に基づき、伊勢市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部を改正
する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 26 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部を
改正する規則

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成18年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(等級別基準職務表の基準となる職務と同程度の職務の内容)」に改め、同条中「職員の職務の級分類の基準となるべき標準的な職務」を「条例第 3 条第 2 項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度であるものとしてそれぞれの職務の級に分類すべき職務」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

職務の級	職務の内容
4 級	1 支所長の職務 2 こども家庭相談センター長の職務 3 保育所の所長、館長又は園長の職務 4 しごうこども園長又はおおぞら児童園長の職務 5 主任保育士又は主任保育教諭の職務 6 消費生活センター所長の職務 7 管理主事又は指導主事の職務 8 公民館の館長の職務 9 青少年相談センター所長の職務
5 級	幼稚園の園長の職務
6 級	1 教育研究所長の職務 2 議会事務局次長の職務

	3 委員会等の事務局の長の職務 4 署長の職務 5 副署長の職務
7 級	総合支所長の職務
8 級	1 理事の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務 4 消防長の職務

備考 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定により置かれる委員会及び委員の事務局をいう。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(営利企業等の従事制限に関する規則の準用)

第2条 営利企業等の従事制限に関する規則（平成17年伊勢市規則第19号）第2条及び第3条の規定は、教育委員会の許可を受けなければ兼ねてはならない地位及びその許可の基準について準用する。この場合において、これらの規定中「法第38条第1項」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項」と、「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、同規則第3条第1項中「法の」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

伊勢市地域包括ケア推進協議会規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第28号

伊勢市地域包括ケア推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、伊勢市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(分科会)

第3条 協議会は、その定めるところにより、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開する。ただし、協議会は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。
- 5 前各項の規定は、分科会の会議について準用する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

伊勢市地区集会所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 29 号

伊勢市地区集会所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市地区集会所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 86 号）の一部
を次のとおり改正する。

第 11 条第 6 号中「はり紙」を「貼紙」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

伊勢市地区集会所使用許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）
氏名（名称）
（使用責任者）
電話番号

次のとおり伊勢市地区集会所の使用許可を申請します。
なお、使用に当たっては、使用条件を遵守します。

使用日時	年 月 日	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用目的					
使用する地区集会所及び施設	地区集会所				
附属設備等（机・椅子を除く。）の使用	1 使用する（別紙のとおり）	2 使用しない			
特別の設備等	1 有（別紙のとおり）	2 無			
使用予定人数	人				
※許可年月日及び番号	年 月 日	第	号		

備考

- ※印の欄は、記入しないでください。
- 「使用する地区集会所及び施設」の欄は、使用しようとする地区集会所の名称を記入し、下の欄には施設（部屋）の名称を記入してください。

様式第2号中「(名称)」及び「(目的・内容)」を削り、「1 朝熊 2 大久保 3 黒瀬 4 竹ヶ鼻 5 中須 6 一之木」を「

地区集会所」に、「附属設備等」を「附属設備等（机・椅子を除く。）」に改める。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に、「1 朝熊 2 大久保 3 黒瀬 4 竹ヶ鼻 5 中須 6 一之木」を「地区集

「

※ 変更許可 年 月 日			
※変更許可決裁			

」に、

を

※ 変更許可 年 月 日			
-----------------	--	--	--

」

--	--	--	--

に改める。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に、「1 朝熊 2 大久保 3 黒瀬 4 竹ヶ鼻 5 中須 6 一之木」を「地区集

会所

」に、

取消理由			
	※使用取消		
承認決裁			

を

取消理由	
------	--

に、同様式備考中「※印の欄は、

記入しないでください」を「使用許可書を添付してください」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「1 朝熊 2 大久保 3 黒瀬 4 竹ヶ鼻 5 中須 6 一之木」を「 地 区集会所 」に改める。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に、

(名称)
(目的・内容)

」を「

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市地区集会所条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第30号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ウを削り、エをウとする。

第7条第1項第1号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この規則は、教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年伊勢市条例第43号）の施行の日から施行する。

教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 31 号

教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則

教育長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢
市条例第 43 号）の施行期日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第32号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表総務部の部収税課の項を次のように改める。

収納推進課 管理係 納税推進係 債権回収対策室

第3条の表総務部の部債権回収対策室の項を削り、同表情報戦略局の部情報調査室の項中「情報調査係 行革係 統計係」を「調査統計係 行革係」に改め、同表都市整備部の部交通政策課の項中「交通システム係」を「公共交通係」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(消費生活センター)

第3条の2 消費者安全法(平成21年法律第50号)第8条第2項各号に掲げる事務を行うため、消費生活センターを置く。

2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 伊勢市消費生活センター

(2) 位置 伊勢市岩淵1丁目7番29号

3 消費生活センターは、産業観光部商工労政課に属する機関とする。

(厚生福祉事務所)

第3条の3 福祉事務所は、健康福祉部の生活支援課、福祉総務課、こども課及び高齢障がい福祉課をもって構成する。

2 福祉事務所は、伊勢市岩淵1丁目7番29号に置く。

第5条の表総務部の部総務課の款庶務係の項第14号中「不服申立て及び」を削り、同項中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 伊勢市行政不服審査会に関すること。

第5条の表総務部の部総務課の款情報公関係の項第1号中「情報公開に係る総括」を「情報公開制度の運用」に改め、同項第2号中「個人情報保護に係る総括」を「個人情報保護制度の運用」に改め、同部職員課の款給与厚生係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同部課税課の款税務係の項第12号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同部収税課の款を次のように改める。

収納推進課

管理係

- (1) 市税（県民税を含む。以下この項において同じ。）及び税外収入金の収納に関する事。
- (2) 市税及び税外収入金の収納整理及び管理に関する事。
- (3) 市税及び税外収入金の還付及び充当に関する事。
- (4) 市税の督促状の発行に関する事。
- (5) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

納税推進係

- (1) 市税（県民税を含み、債権回収対策室において取り扱うものを除く。以下この項において同じ。）及び税外収入金（債権回収対策室において取り扱うものを除く。以下この項において同じ。）の徴収に関する事。
- (2) 市税の滞納処分に関する事。
- (3) 市税の徴収嘱託及び受託に関する事。
- (4) 嘱託職員の徴収業務に関する事。
- (5) 市税に係る三重地方税管理回収機構との連絡調整に関する事。

債権回収対策室

- (1) 市税（県民税を含み、管理係及び納税推進係において取り扱うものを除く。以下この項において同じ。）及び税外収入金（管理係及び納税推進係において取り扱うものを除く。以下この項において同じ。）の徴収に関すること。
- (2) 市税の滞納処分に関すること。
- (3) 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (4) 市税に係る三重地方税管理回収機構との連絡調整に関すること。
- (5) 税外債権の管理、滞納対策等に係る総合的企画に関すること。
- (6) 税外債権に係る滞納処分等に関すること。
- (7) 税外債権を所管する課（以下この項において「所管課」という。）との税外債権の回収に係る調整に関すること。
- (8) 所管課に対する税外債権の回収事務に係る指導に関すること。

第5条の表総務部の部債権回収対策室の款を削り、同表情報戦略局の部情報調査室の款情報調査係の項中「情報調査係」を「調査統計係」に改め、同項第1号中「情報の収集及び発信」を「市政の推進に係る情報の収集及び発信」に改め、同項中第2号を第8号とし、第1号の次に次の6号を加える。

- (2) 基幹統計調査に関すること。
- (3) 諸統計調査に関すること。
- (4) 収集・調査結果の活用に関すること。
- (5) 市勢統計要覧の編集発行に関すること。
- (6) 統計調査員に関すること。

(7) その他統計に関すること。

第5条の表情報戦略局の部情報調査室の款行革係の項に次の1号を加える。

(3) 公共施設等総合管理計画に関すること。

第5条の表情報戦略局の部情報調査室の款統計係の項を削り、同部企画調整課の款企画調整係の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) まち・ひと・しごと創生に関すること。

第5条の表環境生活部の部市民交流課の款市民交流係の項第7号中「地区連絡員」を「広報紙の配布」に改め、同部戸籍住民課の款戸籍住民係の項第11号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の款福祉支援係の項第2号中「老人福祉センター」を「伊勢老人福祉センター」に改め、同表産業観光部の部商工労政課の款商工係の項第13号中「消費者行政」を「伊勢市消費生活センター」に改め、同課労政係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表都市整備部の部交通政策課の款交通政策係の項に次の2号を加える。

(3) 伊勢市営宇治駐車場に関すること。

(4) その他交通政策に関すること。

第5条の表都市整備部の部交通政策課の款交通システム係の項中「交通システム係」を「公共交通係」に改め、同項第2号中「宇治山田港旅客ターミナル」を「伊勢地域公共交通会議」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) その他公共交通に関すること。

第5条の表都市整備部の部交通政策課の款交通安全係の項中第3号を

第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 伊勢市自転車等駐車対策協議会に関すること。

第5条の表都市整備部の部用地課の款用地係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第9条及び第10条を次のように改める。

(部長等)

第9条 部又は局（以下「部等」という。）に部長又は局長（以下「部長等」という。）を置く。

2 部長等は、市長及び副市長の命を受けて、部等の事務を掌理し、次の職務を行う。

(1) 所管事務に係る市政運営の基本方針について、市長に助言する。

(2) 所管事務について、その実施計画を立て執行に当たる。

(3) 所属課等の事務処理活動の相互調整と円滑を図る。

(4) 分掌事務の執行状況について適時上司に報告する。

(5) 所属職員を指揮監督する。

(6) その他市長及び副市長から命ぜられた職務

3 福祉事務所に所長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

(理事)

第10条 必要あるときは、部等に理事を置くことができる。

2 理事は、市長及び副市長の命を受けて特定の事務を処理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

第13条第1項中「室長」の次に「（総務部収納推進課債権回収対策室長を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 伊勢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年伊勢市条例第19号）第3条に規定する消費生活センター長は、産業観光部商工労政課長をもって充てる。

第17条第1項中「又はセンター長」を「、センター長又は室長（総務部収納推進課債権回収対策室長に限る。）」に改める。

第21条第1項中「次の課」の次に「及び係」を加え、同項の表二見総合支所の部地域振興課の項を削り、同部生活福祉課の項中「生活福祉課」を「生活福祉課 地域振興係 市民係」に改め、同表小俣総合支所の部地域振興課の項を削り、同部生活福祉課の項中「生活福祉課」を「生活福祉課 地域振興係 市民係」に改め、同表御菌総合支所の部地域振興課の項を削り、同部生活福祉課の項中「生活福祉課」を「生活福祉課 地域振興係 市民係」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 総合支所の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

生活福祉課

地域振興係

- (1) 個人情報保護制度に関すること。
- (2) 情報公開制度に関すること。
- (3) 文書管理に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 選挙の実施に関すること。
- (7) 防犯灯の補助に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) 災害対策に関すること。
- (10) 観光に関すること（二見総合支所生活福祉課に限る。）。
- (11) 地域審議会に関すること（伊勢地区地域審議会を除く。）。
- (12) 自治会に関すること。
- (13) 現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の保管に関

すること。

- (14) 財産管理に関すること。
- (15) 伊勢市離宮の湯に関する事（小俣総合支所生活福祉課に限る。）。
- (16) 二見老人福祉センターの管理に関する事（二見総合支所生活福祉課に限る。）。
- (17) 小俣老人福祉会館に関する事（小俣総合支所生活福祉課に限る。）。
- (18) 伊勢市保健福祉会館に関する事（小俣総合支所生活福祉課に限る。）。
- (19) その他地域振興に関する事。
- (20) 課の庶務に関する事。

市民係

- (1) 戸籍事務に関する事。
- (2) 住民記録事務に関する事。
- (3) 個人番号カードに関する事。
- (4) 公的個人認証に関する事。
- (5) 住居表示事務に関する事。
- (6) 印鑑登録事務に関する事。
- (7) 特別永住者証明書に関する事。
- (8) 埋火葬の許可に関する事。
- (9) 国民年金事務に関する事。
- (10) 国民健康保険に関する事。
- (11) 後期高齢者医療に関する事。
- (12) 福祉医療費の助成に関する事。
- (13) 税証明（所得証明、納税証明、課税証明、評価証明及び公

課証明) に関すること。

- (14) 軽自動車税（減免申請書、標識弁償金、車両登録管理、証明書等）の受付、交付、発行等に関すること。
- (15) 臨時運行許可業務に関すること。
- (16) 市税（県民税含む。）及び税外収入金の窓口収納及び口座振替に関すること。
- (17) 介護保険に関すること。
- (18) 児童手当に関すること。
- (19) 児童扶養手当に関すること。
- (20) 高齢者福祉に関すること。
- (21) 生活保護に関すること。
- (22) 身体障害者福祉に関すること。
- (23) 知的障害者福祉に関すること。
- (24) 精神障害者福祉に関すること。
- (25) 障害児福祉に関すること。
- (26) 保健事業に関すること。

第22条第10号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第27条第1項の表出先機関の項中「部長」を「次長」に改め、同表総合支所の項中

課長	
----	--

を

課長	係長
----	----

」に改める。

（市長の職務代理者の順位に関する規則の一部改正）

第2条 市長の職務代理者の順位に関する規則（平成17年伊勢市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「理事又は」を削る。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第3条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表市役所印の項中「各総合支所地域振興課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、同表市長印の項中「各総合支所地域振興課長」を「各総合支所生活福祉課長」に、「収税課長」を「収納推進課長」に改め、同表市長職務代理者印の項中「各総合支所地域振興課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、同表総合支所長印の項中「各総合支所地域振興課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、同表センター長印の項を削り、同表課長印の項中

「伊勢市 総務部 収税課長」を「伊勢市 総務部 収納推進課長」

に、「収税課長」を「収納推進課長」に改め、同表総合支所印の項中「各総合支所地域振興課長」を「各総合支所生活福祉課長」に改め、

同表出納員印の部中

伊勢市 出納員 総務部 収税課長	かい書	方18	租税その他収税課の所管事務に係る諸収入金の収納
伊勢市 出納員 総務部 債権回収対策室長	かい書	方18	租税その他債権回収対策室の所管事務に係る諸収入金の収納

収税課長	1
------	---

伊勢市 総務部 収納推進課長	かい書	方18	租税その他収納推進課の所管事
----------------	-----	-----	----------------

債権回収対策室長	1

を

			務に係る諸収入金の収納
--	--	--	-------------

」

収納推進課長	1
--------	---

に、

」

伊勢市出納額収 二見総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦14 横49	二見総合支所福祉課の所管に係る諸収入収納
伊勢市出納額収 小俣総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦18 横32	小俣総合支所福祉課の所管に係る諸収入収納
伊勢市出納額収 小俣総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦14 横49	小俣総合支所福祉課の所管に係る諸収入収納
伊勢市出納額収 御園総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦14 横49	御園総合支所福祉課の所管に係る諸収入収納

生活事務金の	二見総合支所生活福	2
--------	-----------	---

伊勢市出納員額収 二見総合支所生活福祉課長	かい書	長方 縦14 横49	二見総合福祉課のに係る諸
--------------------------	-----	------------------	--------------

	祉課長	
生活 事務 金の	小俣総 合支所 生活福 祉課長	1
生活 事務 金の	小俣総 合支所 生活福 祉課長	1
生活 事務 金の	御菌総 合支所 生活福 祉課長	2

を

			収納
伊勢市出納員 領収 小俣総合支所生活福祉課長	かい 書	長方 縦14 横49	小俣総合 福祉課の に係る諸 収納
伊勢市出納員 領収 御菌総合支所生活福祉課長	かい 書	長方 縦14 横49	御菌総合 福祉課の に係る諸 収納

」

支所生活 所管事務 収入金の	二見総 合支所 生活福 祉課長	1
支所生活 所管事務 収入金の	小俣総 合支所 生活福 祉課長	1
支所生活 所管事務 収入金の	御菌総 合支所 生活福	1

に、

「 収税課の所管事務 に係る諸収入金の 収納	収税課 長	2
債権回収対策室の 所管事務に係る諸 収入金の収納	債権回 収対策 室長	1

」

	祉課長	
--	-----	--

を	「	<table border="1"> <tr> <td>収納推進課の所管事務に係る諸収入金の収納</td> <td>収納推進課長</td> <td>2</td> </tr> </table>	収納推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	収納推進課長	2	に、	「	<table border="1"> <tr> <td>福祉健康センターの所管事務に係る諸収入金の収納</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納</td> </tr> </table>	福祉健康センターの所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納
		収納推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	収納推進課長	2						
福祉健康センターの所管事務に係る諸収入金の収納										
教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納										
」	」	」								

福祉健康センター長	1
教育委員会事務局教育総務課長	6

を	「	<table border="1"> <tr> <td>教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納</td> <td>教育委員会事務局教育総務課長</td> <td>5</td> </tr> </table>	教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局教育総務課長	5	に、	「	<table border="1"> <tr> <td>福祉健康センター長</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局教育総務課長</td> <td>6</td> </tr> </table>	福祉健康センター長	1	教育委員会事務局教育総務課長	6
		教育委員会事務局教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育委員会事務局教育総務課長	5								
福祉健康センター長	1											
教育委員会事務局教育総務課長	6											
」	」	」										

二見総合支所地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所地域振興課長	1
----------------------------	--------------	---

二見総合支所生活福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所生活福祉課長	2
小俣総合支所地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所地域振興課長	1
小俣総合支所生活福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活福祉課長	3
御菌総合支所地域振興課の所管事務に係る諸収入金の収納	御菌総合支所地域振興課長	1

を

二見総合支所生活福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	二見総合支所生活福祉課長
小俣総合支所生活福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納	小俣総合支所生活福祉課長

2
3

に改める。

(伊勢市職員管理職手当支給に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員管理職手当支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の部部长、局長、会計管理者、理事及び総合支所長の項中「、理事及び総合支所長」を「及び理事」に改め、同部次長及び参事の項中「次長」を「総合支所長、次長」に改め、同部課長及び室長の項中「室長」の次に「（総務部収納推進課債権回収対策室長を除く。）」を加え、同表教育委員会の事務局及び教育機関の部教育部長の項中「教育部長」を「事務部長及び学校教育部長」に改め、同部教育次長及び参事の項中「教育次長及び」を削る。

（伊勢市会計規則の一部改正）

第5条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の部収税課の項及び債権回収対策室の項を削り、同部に次のように加える。

収納推進課	課長	収納推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	収納推進課員
-------	----	----------------------	--------

別表情報戦略局の部情報調査室の項中「情報調査係長」を「情報調査室員」に改め、同表中二見総合支所の部地域振興課の項、小俣総合支所の部地域振興課の項、御菌総合支所の部地域振興課の項及び福祉健康センターの部を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。